

串本町で農業に 従事している皆さまへ

串本町

農林漁業者支援事業 についてのご案内

串本町では、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている農業者の皆さまを支援するため、協力店舗で利用できる3万円のクーポンを交付します。

クーポン

3万円 (1セット/1,000円×30枚綴り)

※クーポンは、交付された本人以外には利用できません。
交換、譲渡及び売買が発覚した場合、クーポンは失効となります。
※利用期限は令和2年12月31日までとします。

対象者

令和元年分所得税の確定申告で農業所得を申告しており、
基準日(令和2年4月1日)において町内に住所を有し、かつ、町内で農業に
従事している方。

交付方法

期間中に串本町役場産業課で必要書類を提示してください。
対象者であることを確認しその場でクーポンを交付します。
※対象者1名につき1回限り

必要書類

確定申告書の写し(農業所得を申告していることが確認できるもの)
本人確認ができるもの(運転免許証、保険証等)

利用方法

クーポン裏面に記載されている協力店舗でご利用ください。
※クーポンの額面に満たない商品を購入した場合、お釣りは買えません。

交付期間

令和2年7月1日(水)～令和2年8月31日(月)
※平日8:30～17:15まで 土日祝日は除く

交付場所

〒649-3592 串本町串本1800番地 **串本町役場 産業課**

※林・漁業者の対象者につきましては、個別に通知させていただきます。
事業内容につきましては、串本町のホームページに掲載しておりますのでご確認ください。
ご不明な点等ございましたら、下記までご連絡下さい。

串本町役場 産業課 農林水産グループ

〒649-3592 串本町串本1800番地 ☎0735-62-0558

串本町農林漁業者支援事業のご案内

串本町では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている漁業者の皆さまを支援するため、協力店舗等で利用できる3万円分のクーポンを交付します。

- ・ **クーポン券：3万円**（1セット/1,000円×30枚綴り）

※クーポンは、交付された本人以外は利用できません。

交換、譲渡及び売買が発覚した場合、クーポンは失効となります。

※利用期限は、令和2年12月31日までとします。

- ・ **対象者**：基準日（令和2年4月1日）において、町内に住所を有する和歌山県漁業協同組合の正組合員
- ・ **交付方法**：交付期間中に串本町役場産業課で必要書類を提示してください。対象者であることを確認し、その場でクーポンを交付します。
※対象者1名につき1回限り
- ・ **必要書類**：正組合員証明書（証明書は漁協本所又は各支所で発行します）
本人確認書類（運転免許証、保険証等）
- ・ **利用方法**：クーポン裏面に記載されている協力店舗でご利用ください。
※クーポンの額面に満たない商品を購入した場合は、お釣りは貰えません。
- ・ **交付期間**：令和2年7月1日（水）～令和2年8月31日（月）
※平日 8:30～17:15 まで 土日祝日は除く
- ・ **交付場所**：〒649-3592 串本町串本 1800 番地
串本町役場別館 3F 串本町役場産業課

○ご不明な点等がございましたら、お気軽に下記までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

串本町役場産業課農林水産グループ

〒649-3592 串本町串本 1800 番地

TEL 0735-62-0558